

# 平成 28 年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について

## I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 49 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

## II 調査の対象

### 1 対象機関

法第 2 条第 1 項各号に規定する行政機関の全て（46 機関）

\*\*\*\*\*

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（6 機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、人事院及び復興庁

（注）下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（7 機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、金融庁及び消費者庁

第 3 号 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（30 機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1 機関）

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>  
警察庁

第 5 号 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの（1 機関）

<法務省に置かれる特別の機関>  
検察庁

第 6 号 会計検査院

（注） 1 特定複合観光施設区域整備推進本部は、平成 29 年 3 月 24 日設置。  
2 平成 28 年度以降の行政機関の組織改編については、本文末の別表参照。

\*\*\*\*\*

### 2 対象期間

平成 28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までの状況について、平成 29 年 3 月 31 日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は平成 29 年 3 月 31 日時点のものである。）

### Ⅲ 調査の結果

#### 1 個人情報ファイルの状況

##### (1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第 11 条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）により公表している。

平成 29 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、表 1-1 のとおり、71,476 ファイルである。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが 62,803 ファイルと 87.9%を占めており、人数の規模別にみると 100 万人以上の非常に大規模な電算処理ファイルが 226 ファイル存在する。

表 1-1 個人情報ファイルの状況  
(単位：ファイル、%)

	総 数	100 万人以上
計	71,476 (100)	268 (0.4)
電算処理	62,803 (87.9)	226
マニュアル処理	8,673 (12.1)	42

##### (2) 新たに保有した個人情報ファイル

平成 28 年度に行政機関で新たに保有することになった個人情報ファイルの数は、表 1-2 のとおり、5,668 ファイルであり、電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが 5,617 ファイルとなっている。

表 1-2 新たに保有した個人情報ファイル  
(単位：ファイル)

年 度	総 数	(内 訳)	
		電算処理	マニュアル処理
平成 28 年度	5,668	5,617	51

##### (3) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

行政機関では、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、事務の全部又は一部を委託し、又は派遣労働者を活用している。

平成 28 年度に個人情報ファイル簿に記録されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況についてみると、表 2 のとおり、業務委託等を実施した個人情報ファイルは 60,210 ファイル存在する。

表2 個人情報ファイルの業務委託等の状況  
(単位：ファイル)

	業務委託等を実施したもの
計	60,210

(4) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第8条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合を除き、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限り、認められている。

平成28年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表3のとおりである。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料2-1①及び②を参照。

表3 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

年度	法令に基づく場合(注1)	社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合(注2)
平成28年度	2,627	204
(参考)平成27年度	2,523	238

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、法第8条第2項に規定されたもので、例えば、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

## 2 開示・訂正・利用停止請求の状況

### (1) 処理の状況

平成 28 年度に各行政機関の長（法第 46 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）に対して行われた請求事案の件数は、表 4-1～3 のとおり、開示請求が 94,549 件、訂正請求が 46 件、利用停止請求が 12 件となっている。

平成 28 年度に各行政機関の長が処理すべき事案は、①新規受付件数、②前年度からの持ち越し件数、③他機関から事案の移送を受けた件数(注)の合計（開示請求 98,325 件、訂正請求 50 件、利用停止請求 12 件）であり、その処理状況は、以下のとおりとなっている。

- (注) 1. 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度に設けられているが、利用停止請求制度については、請求を受けた行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該行政機関において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。
2. 行政機関の長への事案の移送は、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第 22 条又は第 34 条の規定に基づき独立行政法人等（独立行政法人等個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）から行われる場合があり、いずれの場合も移送を受けた行政機関の長において処分を行わなければならないこととされている。
3. 行政機関の長から他の機関（他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。）への事案の移送についても、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第 22 条又は第 34 条の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表 4-1 処理の状況(開示請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付 件数	前年度 からの 持ち越 し件数	他機関か ら移送を 受けた件 数	計	事案の処理 を終了した 件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に 処理を持 ち越した 件数
平成 28 年度	94,549	3,759	17	98,325 (100)	93,874 (95.5)	600 (0.6)	8 (0.0)	3,843 (3.9)
(参考) 平成 27 年 度	94,320	2,897	35	97,252 (100)	92,902 (95.5)	593 (0.6)	16 (0.0)	3,741 (3.8)

- (注) 1. 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 29 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。
2. 1 件の請求事案の一部について処分を行っていても、残りの部分について処分を行っていない場合には、「次年度に処理を持ち越した件数」に計上している。
3. 「取り下げられた件数」には、請求がされた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、処分をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない。
4. 「他機関に全部を移送した件数」には、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら処分をする必要がなくなったものをいう。他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「他機関から移送を受けた件数」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「他機関から移送を受けた件数」に計上されている。
5. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1 件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた件数」と「他機関に全部を移送した件数」とは必ずしも一致しない。

表 4-2 処理の状況(訂正請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付 件数	前年度か らの持ち 越し件数	他機関か ら移送を 受けた件 数	計	事案の処 理を終了 した件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に 処理を持 ち越した 件数
平成 28 年度	46	4	0	50 (100)	49 (98.0)	0 (0)	0 (0)	1 (2.0)
(参考) 平成 27 年度	34	7	1	42 (100)	37 (88.1)	0 (0)	1 (2.4)	4 (9.5)

(注) 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 29 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

表 4-3 処理の状況(利用停止請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案			事案の処理状況		
	新規受付件 数	前年度から の持ち越し 件数	計	事案の処理を 終了した件数	取り下げられ た件数	次年度に処理 を持ち越した 件数
平成 28 年度	12	0	12 (100)	12 (100)	0 (0)	0 (0)
(参考) 平成 27 年度	16	0	16 (100)	16 (100)	0 (0)	0 (0)

(注) 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 29 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

また、受け付けた訂正請求・利用停止請求について、請求内容の区分別にみると、表 4-4 のとおりとなっている。

表 4-4 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区分別の状況

(単位：件)

年 度	訂 正 請 求				利 用 停 止 請 求			
	件数	区分別の内訳 (複数該当あり)			件数	区分別の内訳 (複数該当あり)		
		訂正	追加	削除		利用の 停止	消去	提供の 停止
平成 28 年度	46	40	12	13	12	8	8	5
(参考) 平成 27 年 度	34	31	5	2	16	11	9	10

(2) 開示・訂正・利用停止決定等の状況

ア 平成 28 年度には、開示決定等が 94,205 件、訂正決定等が 49 件、利用停止決定等が 12 件行われており、これらの状況は、表 5-1～3 のとおりで、全部開示決定の割合は前年度からわずかに減少している。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして行政機関の長の判断により開示されるもの（法第 16 条に基づく裁量的開示）があるが、平成 28 年度は実績がない。

表 5-1 処分の状況(開示決定等)

(単位：件、%)

年 度	件数	開示決定			不開示決定	(全部又は一部を開示したもののうち裁量的開示)
			全部	一部		
平成 28 年度	94,205 (100)	92,136 (97.8)	36,700 (39.0)	55,436 (58.8)	2,069 (2.2)	0 (0)
(参考) 平成 27 年度	94,065 (100)	91,415 (97.2)	38,597 (41.0)	52,818 (56.2)	2,650 (2.8)	0 (0)

(注) 開示決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。開示請求のあった 1 事案を分割して複数の開示決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているものがあることから、表 5-1～3 の「件数」と表 4-1～3 の「事案の処理を終了した件数」とは必ずしも一致しない。

表 5-2 処分の状況(訂正決定等)

(単位：件、%)

年 度	件数	訂正決定			不訂正決定
			全部	一部	
平成 28 年度	49 (100)	12 (24.5)	5 (10.2)	7 (14.3)	37 (75.5)
(参考) 平成 27 年度	37 (100)	10 (27.0)	3 (8.0)	7 (19.0)	27 (73.0)

表 5-3 処分の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	件数	利用停止決定			不利用停止決定
			全部	一部	
平成 28 年度	12 (100)	4 (33.3)	4 (33.3)	0 (0)	8 (66.7)
(参考) 平成 27 年度	16 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (100)

イ 行政機関の長は、請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に決定をしなければならない（法第 19 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 40 条第 1 項）が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができる（法第 19 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 40 条第 2 項）こととされている。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から 60 日以内に

その全てについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、決定の期限の特例として、60 日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている（法第 20 条）。

また、訂正決定、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、「相当な期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定する期限を通知することとされている（法第 32 条、第 41 条）。

平成 28 年度に行われた開示・訂正・利用停止決定等に係る処分の状況についてみると、表 6-1～3 のとおりとなっており、延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものが開示請求事案で 8 件、訂正請求事案で 1 件、利用停止請求事案で 1 件となっている。

なお、延長手続を採った事案のうち延長した期限までに決定されなかったもの及び期限の特例を適用した事案のうち、通知した期限までに決定されなかったものはなかった。

（注） 延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものの概要は、資料 2-2 ①、⑨及び⑩を参照。

表 6-1 期限の延長、遵守の状況（開示決定等）

（単位：件、％）

年 度	総数	30 日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち 30 日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの ①③⑤ の合計	決定されなかったもの ②④⑥ の合計	決定されたもの ①	決定されなかったもの ②	決定されたもの ③	決定されなかったもの ④	決定されたもの ⑤	決定されなかったもの ⑥
平成 28 年度	94,205 (100)	94,195 (100.0)	8 (0.0)	90,792 (96.4)	8 (0.0)	3,355 (3.6)	0 (0.0)	50 (0.1)	0 (0)
(参考) 平成 27 年度	94,065 (100)	94,064 (100.0)	1 (0.0)	91,219 (97.0)	1 (0.0)	2,753 (2.9)	0 (0.0)	92 (0.1)	0 (0)

表6-2 期限の延長、遵守の状況(訂正決定等)

(単位：件、%)

年 度	総数	30日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかったもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかったもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかったもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかったもの (⑥)
		平成28年度	49 (100)	48 (98.0)	1 (2.0)	40 (81.6)	1 (2.0)	8 (16.3)	0 (0)
(参考) 平成27年度	37 (100)	37 (100)	0 (0)	22 (59.5)	0 (0)	13 (35.1)	0 (0)	2 (5.4)	0 (0)

表6-3 期限の延長、遵守の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	総数	30日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかったもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかったもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかったもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかったもの (⑥)
		平成28年度	12 (100)	11 (91.7)	1 (8.3)	10 (83.3)	1 (8.3)	1 (8.3)	0 (0)
(参考) 平成27年度	16 (100)	16 (100)	0 (0)	14 (87.5)	0 (0)	2 (12.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

開示・訂正・利用停止請求事案について、30日以内に決定されなかったものを機関別にみると、表6-4及び5のとおりとなっている。

また、30日以内に決定されなかった理由については事案進行管理の不備を挙げている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と開示・訂正・利用停止請求の対象となる保有個人情報を保有し開示・訂正・利用停止決定等を行う担当課等との連携により、事案処理についての的確な見通しを立てることを含めた進行管理を徹底することなどにより改善することが必要である。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

表 6-4 30 日以内又は期限までに決定されなかったもの

- 延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものの機関別内訳  
(単位：件)

	行政機関名	件数
開示 請求	金融庁	4
	法務省	4
訂正 請求	金融庁	1
利用停 止請求	金融庁	1

(注) 延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものの概要は、資料 2-2 ①、⑨及び⑬を参照。

表 6-5 30 日を超過しているもの

- 延長手続を採っていない事案で 30 日を超過しているものの機関別内訳  
(単位：件)

	行政機関名	件数
開示 請求	国税庁	21

(注) 延長手続を採らなかった事案で 30 日を超過しているものの概要は、資料 2-2 ③を参照。

ウ 平成 28 年度に行われた開示・訂正・利用停止決定等において、全部又は一部を不開示・不訂正とした理由をみると、表 7-1～3 のとおりとなっている。

表 7-1 全部又は一部を不開示とした理由（開示決定等）

(単位：件、%)

年 度	全部又は一部を不開示とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		不開示情報に該当	保有個人情報不存在	存否応答拒否	その他
平成 28 年度	57,505 (100)	55,360 (96.3)	1,802 (3.1)	30 (0.1)	407 (0.7)
(参考) 平成 27 年度	55,468 (100)	53,467 (96.4)	1,706 (3.1)	57 (0.1)	357 (0.6)

(注) 1. 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不開示とした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。  
2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

表 7-2 全部又は一部を不訂正とした理由（訂正決定等）

（単位：件、％）

年 度	全部又は一部 を不訂正とし た事案の件数	理由の内訳（複数該当あり）			
		行政機関の長の 判断によるもの	保有個人情報不 存在	他の法令で特別 の手續が定めら れていることに よるもの	その他
平成 28 年度	44 (100)	40 (90.9)	1 (2.3)	0 (0)	4 (9.1)
(参考) 平成 27 年 度	34 (100)	30 (88.2)	0 (0)	0 (0)	4 (11.8)

(注) 1. 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不訂正とした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。  
2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

表 7-3 全部又は一部を不利用停止とした理由（利用停止決定等）

（単位：件、％）

年 度	全部又は一部 を不利用停止 とした事案の 件数	理由の内訳（複数該当あり）			
		行政機関の長の 判断によるもの	保有個人情報不 存在	他の法令で特別 の手續が定めら れていることに よるもの	その他
平成 28 年度	8 (100)	7 (87.5)	0 (0)	0 (0)	1 (12.5)
(参考) 平成 27 年 度	16 (100)	11 (85.7)	0 (0)	1 (6.3)	4 (25.0)

(注) 1. 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不利用停止とした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。  
2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

開示決定等において、不開示情報に該当することを理由としたものについて法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表 7-4 のとおりとなっている。

表 7-4 不開示情報に該当することを理由としたものの内訳

（単位：件、％）

		不開示情報に該当
件 数		55,360 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	第 1 号 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	54 (0.1)
	第 2 号 請求者以外の個人に関する情報	7,348 (13.3)
	第 3 号 法人等に関する情報	4,726 (8.5)
	第 4 号 国の安全等に関する情報	8 (0.0)
	第 5 号 公共の安全等に関する情報	697 (1.3)
	第 6 号 審議、検討等に関する情報	795 (1.4)
	第 7 号 事務又は事業に関する情報	51,905 (93.8)

(注) 1 件の決定において複数の不開示情報に該当するものがあるため、「不開示情報に該当」とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

訂正決定等において、不訂正とした理由を行政機関の長の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表7-5のとおりとなっている。

表7-5 不訂正とした理由のうち、行政機関の長の判断によるもの内訳

(単位：件、%)

行政機関の長の判断によるもの		40 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	評価に関するもの	4 (10.0)
	請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	15 (37.5)
	訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	17 (42.5)
	調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	5 (12.5)

(注) 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「行政機関の長の判断によるものとした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

利用停止決定等において、不利用停止とした理由を行政機関の長の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表7-6のとおりとなっている。

表7-6 不利用停止とした理由のうち、行政機関の長の判断によるもの内訳

(単位：件、%)

行政機関の長の判断によるもの		7 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	違法に取得したものではないもの	7 (100.0)
	法3条2項の規定に違反していないもの	6 (85.7)
	利用目的以外の目的で利用されていないもの	6 (85.7)
	利用目的以外の目的で提供されていないもの	6 (85.7)
	マイナンバー法の規定に違反していないもの	0 (0)
	個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0 (0)
	事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	0 (0)

(注) 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「行政機関の長の判断によるものとした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

### (3) 審査請求の状況

ア 決定について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長に対し、審査請求をすることができる。

平成28年度に行われた審査請求の状況をみると、表8-1及び2のとおりとなっている。

表 8-1 審査請求の件数

(単位：件)

区分	年 度	審査請求の 件数
開示請求	平成 28 年度	208
	(参考)平成 27 年度	201
訂正請求	平成 28 年度	40
	(参考)平成 27 年度	14
利用停止 請求	平成 28 年度	12
	(参考)平成 27 年度	6

※ 「異議申立て」は、平成 28 年度に施行された改正行政不服審査法により、「審査請求」に一本化されている。

表 8-2 審査請求の内容

(単位：件)

	総数	不開示決定に対する審査請求				開示決定 に対する 審査請求	不作為に 対する審 査請求	事 案 の 移送、期 限の延 長に対 する審 査請求	その他
		不開示情報 に該当する ことに対す るもの	保有個人情 報の不存在 とすること に対するもの	存否応答拒 否に対する もの	形式上の不 備又は権利 の濫用等と することに 対するもの				
開示 請求	208	124	53	2	1	40	14	0	6
	総数	不訂正・不利用停止の決定に対する審査請求				訂 正 決 定・利用 停 止 決 定 対 対 する 審 査 請 求	不作為に 対する審 査請求	事 案 の 移送、期 限の延 長に対 する審 査請求	その他
		行政機関の 長の判断と することに 対するもの	保有個人情 報の不存在 とすること に対するもの	他の法令で 特別の手續 が定められ ていること に対するもの	形式上の不 備又は権利 の濫用等と することに 対するもの				
訂正 請求	40	29	0	0	0	1	8	0	2
利用 停止 請求	12	9	0	0	0	2	1	0	0

(注) 1. 1 件の申立てにおいて、当該申立ての内容が複数にわたるものがあるため、「総数」と各項目の合計とは必ずしも一致しない。  
2. 「その他」は、決定内容に関わりのない事項に対する審査請求の件数を計上するものである。

イ 法第 43 条において、審査請求を受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決等を行うこととされている。

平成 28 年度において行政機関の長が処理すべき審査請求事案について、その処理状況をみると、表 9-1 のとおりとなっている。

表9-1 審査請求事案の処理状況

(単位：件、%)

区分	年 度	処理すべき件数	裁決等により処理を終了した件数	取り下げられた件数	処理中の件数 (次年度に持ち越し)
開示請求	平成28年度	456 (100)	206 (45.2)	3 (0.7)	247 (54.2)
	(参考) 平成27年度	409 (100)	154 (37.7)	9 (2.2)	246 (60.1)
訂正請求	平成28年度	60 (100)	24 (40.0)	0 (0)	36 (60.0)
	(参考) 平成27年度	33 (100)	13 (39.4)	0 (0)	20 (60.6)
利用停止請求	平成28年度	19 (100)	10 (52.6)	0 (0)	9 (47.4)
	(参考) 平成27年度	9 (100)	2 (22.2)	0 (0)	7 (77.8)

(注) 「処理方針の検討中、諮問の準備中等」には、不適法な審査請求であるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決等の準備をしているものを含む。

平成28年度において、裁決等により処理を終了した事案について、その状況をみると、表9-2～4のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決等を行ったものが1件存在する。

表9-2 審査請求に対する裁決等の状況（開示決定等）

(単位：件、%)

審査会に諮問しないで裁決等を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	12	—	1	—	11
審査会に諮問し、答申を受けて裁決等を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	194	113	4	72	—
計 (比率)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
206 (100)	113 (54.9)	5 (2.4)	72 (35.0)	11 (5.3)	5 (2.4)

(注) 「その他」は、審査請求に関して何らかの行為をするか、又は書面で説明したものの件数を示す。

表 9-3 審査請求に対する裁決等の状況（訂正決定等）

（単位：件、％）

審査会に諮問しないで裁決等を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	7	—	0	—	7
審査会に諮問し、答申を受けて裁決等を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	17	14	0	2	—
計(比率)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
24 (100)	14 (58.3)	0 (0)	2 (8.3)	7 (29.2)	1 (4.2)

(注) 「その他」は、審査請求に関して何らかの行為をするか、又は書面で説明したものの件数を示す。

表 9-4 審査請求に対する裁決等の状況（利用停止決定等）

（単位：件、％）

審査会に諮問しないで裁決等を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	4	—	1	—	3
審査会に諮問し、答申を受けて裁決等を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	6	6	0	0	—
計(比率)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
10 (100)	6 (60.0)	1 (10.0)	0 (0)	3 (30.0)	0 (0)

(注) 「その他」は、審査請求に関して何らかの行為をするか、又は書面で説明したものの件数を示す。

ウ 平成 28 年度における審査請求の処理日数の状況をみると、審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数については、表 10-1～3 のとおりとなっている。

表 10-1 審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数（開示決定等）  
（単位：件、％）

年 度	裁決等により処理を終了した件数	審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数				
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超
平成 28 年度	206 (100)	12 (5.8)	27 (13.1)	40 (19.4)	29 (14.1)	98 (47.6)
(参考) 平成 27 年度	154 (100)	12 (7.8)	12 (7.8)	22 (14.3)	15 (9.7)	93 (60.4)

表 10-2 審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数（訂正決定等）  
（単位：件、％）

年 度	裁決等により処理を終了した件数	審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数				
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超
平成 28 年度	24 (100)	2 (8.3)	8 (33.3)	3 (12.5)	4 (16.7)	7 (29.2)
(参考) 平成 27 年 度	13 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (23.1)	2 (15.4)	8 (61.5)

表 10-3 審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数（利用停止決定等）  
（単位：件、％）

年 度	裁決等により処理を終了した件数	審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数				
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超
平成 28 年度	10 (100)	3 (30.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	0 (0)	2 (20.0)
(参考) 平成 27 年 度	2 (100)	0 (0)	1 (50.0)	0 (0)	0 (0)	1 (50.0)

また、審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在(平成 29 年 3 月 31 日)で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の審査請求を受けてからの経過日数については、表 10-4 のとおりとなっている。

表 10-4 審査請求を受けてから審査会への諮問(検討又は準備中を含む)までの期間  
(単位：件、%)

	諮問した件数		処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数	
		審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数		審査請求を受けてからの経過日数
		90 日超		90 日超
開示請求	172 (100)	17 (9.9)	183 (100)	21 (11.5)
訂正請求	18 (100)	4 (22.2)	27 (100)	10 (37.0)
利用停止 請求	9 (100)	0 (0)	3 (100)	0 (0)

(注) 90 日超となっている事案の概要は、資料 2-2④、⑤、⑩及び⑪を参照。

このうち、①審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの及び②審査請求を受けてからの経過日数が 90 日超のものについて機関別にみると、表 10-5 及び 6 のとおりとなっている。

諮問までに長期間を要している理由としては、類似の事案について内容の異なる複数の審査請求が集中してなされており、審査請求内容の事実確認等に時間を要していることなどを挙げている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と審査請求案件の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能と考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

表 10-5 審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの  
(単位：件)

	行政機関名	件数
開示請求	金融庁	2
	法務省	1
	特許庁	1
	国土交通省	4
	防衛省	9
	計	17
訂正請求	防衛省	4

(注) 1. 90 日超となっている事案の概要は、資料 2-2④及び⑩を参照。  
2. 利用停止請求については、90 日超の案件はない。

表 10-6 処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案で、審査請求を受けてからの経過日数が 90 日超のもの

(単位：件)

	行政機関名	件数
開示請求	金融庁	14
	防衛省	7
	計	21
訂正請求	金融庁	9
	防衛省	1
	計	10

(注) 1. 90 日超となっている事案の概要は、資料 2-2 ⑤及び⑩を参照。  
2. 利用停止請求については、90 日超の案件はない。

また、審査会の答申を受けてから裁決等をした日までに要した日数及び調査日（平成 29 年 3 月 31 日）現在で裁決等の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表 10-7 のとおりとなっている。

表 10-7 答申を受けてから裁決等（準備中を含む）までの期間

(単位：件、%)

	審査会の答申を受けて 裁決等を行った件数		審査会の答申を受けて 裁決等の準備中の件数	
		答申を受けてから裁決等をした日までに要した日数		答申を受けてからの経過日数
		60 日超		60 日超
開示請求	194 (100)	10 (5.2)	22 (100)	7 (31.8)
訂正請求	17 (100)	3 (17.6)	0 (100)	0 (0)
利用停止 請求	6 (100)	0 (0)	0 (100)	0 (0)

(注) 60 日超となっている事案の概要は、資料 2-2 ⑥、⑦及び⑫を参照。

このうち、答申を受けてから裁決等をした日までに要した日数が 60 日超のものについて、機関別にみると、表 10-8 及び 9 のとおりとなっている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と審査請求案件の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能と考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

表 10-8 答申を受けてから裁決等をした日までに要した日数が 60 日超のもの  
(単位：件)

	行政機関名	件数
開示請求	法務省	3
	国土交通省	4
	防衛省	3
	計	10
訂正請求	法務省	3

(注) 1. 60 日超となっている事案の概要は、資料 2-2 ⑥及び⑩を参照。  
2. 利用停止請求については、60 日超の案件はない。

表 10-9 審査会の答申を受けて裁決等の準備中の事案のうち、答申を受けてからの経過日数が) 60 日超のもの

(単位：件)

	行政機関名	件数
開示請求	防衛省	7

(注) 1. 60 日超となっている事案の概要は、資料 2-2 ⑦を参照。  
2. 訂正請求及び利用停止請求については、60 日超の案件はない。

#### (4) 審査会における審査状況

法では、審査請求を受けた行政機関の長は、原則として、審査会に諮問することとされており、審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決等を行うこととなる。

平成 28 年度における審査会への諮問・答申の状況は、表 11 のとおりとなっている。

表 11 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	審査会	諮問件数	前年度の から持越 した件数	計	答申 件数	答申類型			取り下 げられ た件数	次に持 越した 件数
						諮問庁の 判断は妥 当である としたも の	諮問庁の 判断は一 部妥当で ないとし たもの	諮問庁の 判断は妥 当でない としたも の		
開示 請求	総務省	168	167	335	200 (100)	130 (65.0)	63 (31.5)	7 (3.5)	5	130
	会計 検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	168	167	335	200 (100)	130 (65.0)	63 (31.5)	7 (3.5)	5	130
訂正 請求	総務省	18	15	33	16 (100)	13 (81.3)	1 (6.3)	2 (12.5)	0	17
利用 停止 請求	総務省	10	1	11	5	5	0	0	0	6

(注) 1. 諮問庁では、複数の審査請求事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があります。表9-1の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表10-3の「当該年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。

2. 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

### (5) 訴訟の状況

平成28年度における開示決定等の取消等を求める訴訟についてみると、表12のとおり、新たに2件が地方裁判所に提起されている。この2件及び前年度から係属している8件の計10件のうち、7件について判決が出されている。

また、地方裁判所（第一審）の判決を不服として高等裁判所に控訴されたものが2件あり、この2件及び前年度から係属している4件の計6件のうち、4件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所(控訴審)の判決を不服として最高裁判所に上告されたものが2件あり、このうち1件について判決が出されている。

(注) 訴訟の概要については、資料2-2⑭を参照。

表12 行政機関個人情報保護法に関する訴訟の状況

(単位：件)

		平成28年度	(参考) 平成27年度
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	2	6
	前年度から係属	8	7
	係属 計	10	13
	判決	7	4
	取下げ	1	0
	審理中(次年度に持ち越し)	2	8
高等裁判所 (控訴審)	控訴	2	4
	前年度から係属	4	2
	係属 計	6	6
	判決	4	3
	取下げ	1	0
審理中(次年度に持ち越し)	1	3	
最高裁判所 (上告審)	上告	2	1
	前年度から係属	0	1
	係属 計	2	2
	判決	1	2
	取下げ	0	0
審理中(次年度に持ち越し)	1	0	

### 3 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

#### (1) 不適正管理事案の発生状況

平成28年度に、個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「不適正管理事案」という。）が発生した又は発生したおそれがあると認められた事案の件数は、表13のとおり、1,071件であり、前年度とほぼ横ばいとなっている。

これらの事案を発生形態別にみると、配送事故（配送を請け負った事業者による誤送付、紛失）を除き、平成28年度は誤送付・誤送信247件（23.1%）が最も多くなっており、その次が紛失222件（20.7%）となっているところ、不正アクセス・不正プログラムによる不適正管理事案は発生していない。

表13 不適正管理事案の件数（発生形態別）

（単位：件、%）

年度	不適正管理事案の件数												
	行政機関等・委託業者による不適正管理事案(配送事故を除く)										配送事故		
	発生形態別										発生形態別		
		誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	インターネット上に流出	不正アクセス・不正プログラム関係	盗難	その他		誤送付・誤送信	紛失	
平成28年度	1,071 (100)	658 (61.4)	247 (23.1)	87 (8.1)	43 (4.0)	222 (20.7)	9 (0.8)	0 (0)	14 (1.3)	36 (3.4)	413 (38.6)	396 (37.0)	17 (1.6)
(参考) 平成27年度	1,075 (100)	679 (63.2)	238 (22.1)	75 (7.0)	67 (6.2)	240 (22.3)	4 (0.4)	0 (0)	23 (2.1)	32 (3.0)	396 (36.8)	384 (35.7)	12 (1.1)

#### (2) 個人情報の種類及び事案の規模

不適正管理事案の対象となった個人情報の種類及び事案の規模の内訳は、表14のとおりとなっている。個人情報により識別できる個人の数の規模別にみると、事案に含まれる個人の数が5人以下のものが、916件（85.7%）と最も多くなっているが、1,000人を超えるものもみられる。

表14 不適正管理事案の内容（個人情報の種類及び事案の規模）

（単位：件、%）

年度	不適正管理事案の件数(再掲)								
	情報の種類			個人の数					
	国民等及び職員	国民等	職員	1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人	1,001人～	
平成28年度	1,071 (100)	58 (5.4)	969 (90.5)	44 (4.1)	916 (85.5)	93 (8.7)	21 (2.0)	33 (3.1)	8 (0.7)
(参考) 平成27年度	1,075 (100)	87 (8.1)	936 (87.1)	52 (4.8)	870 (80.9)	108 (10.0)	23 (2.1)	50 (4.7)	24 (2.2)

#### (3) 不適正管理事案の発生元

平成28年度における不適正管理事案の発生元をみると、表15のとおり、行政機関の管理下で発生した件数が686件（64.1%）、委託先の管理下で発生した件数は385件（35.9%）である。

表 15 不適正管理事案の発生元

(単位：件、%)

年 度	平成 28 年度	(参考) 平成 27 年度
不適正管理事案の件数(再掲)	1,071 (100)	1,075 (100)
行政機関が管理	686 (64.1)	1,058 (98.4)
委託先が管理	385 (35.9)	17 (1.6)

## (4) 不適正管理事案への対応状況

平成 28 年度における不適正管理事案への対応状況についてみると、表 16 のとおり、「再発防止策」、「本人等への情報提供」、「情報の回収」の順となっている。

表 16 不適正管理事案への対応状況

(単位：件、%)

年 度		平成 28 年度	(参考) 平成 27 年度
不適正管理事案の件数 (再掲)		1,071 (100)	1,075 (100)
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	729 (68.1)	695 (64.7)
	事案の公表	297 (27.7)	312 (29.0)
	情報の削除等の措置依頼	87 (8.1)	72 (6.7)
	情報の回収	674 (62.9)	646 (60.1)
	関係者の処分等	144 (13.4)	153 (14.2)
	委託契約の解除等	2 (0.2)	2 (0.2)
	再発防止策	970 (90.6)	679 (63.2)
	その他	34 (3.2)	26 (2.4)
	上記以外に対応中又は対応を検討中	5 (0.5)	5 (0.5)

- (注) 1. 1 件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、「不適正管理事案の件数」と「事案への対応状況」の各項目の件数の合計とは必ずしも一致しない。
2. 「関係者の処分等」は、当該事案にかかわった職員に対して懲戒処分、刑事告発等を行ったものをいう (表 17 参照)。
3. 「その他」は、警察への被害届の提出などをいう。
4. 「上記以外に対応中又は対応を検討中」とは、調査日(平成 29 年 3 月 31 日)現在において、対応中又は対応策を検討中であることをいう。

## (5) 関係者の処分等

平成 28 年度における不適正管理事案に係る関係者の処分等は、表 17 のとおり、144 件(不適正管理事案全体の 13.4%)となっている。

その内訳としては、懲戒処分以外の措置が 140 件とほとんどであり、懲戒処分は 4 件である。

表 17 関係者の処分等

(単位：件、%)

年 度	不適正管理事案の件数（再掲）						（参考） 関係者の処分 等実施機関数
	関係者の処分等（再掲）						
			刑 事 告 発	うち保護 法の罰則 要件に該 当	懲戒 処分	懲戒処 分以外 の措置	
平成 28 年度	1,071 (100)	144 (13.4)	0 (0)	0 (0)	4 (0.4)	140 (13.0)	10 機関（不適正 管理事案のある 機関は 20)
（参考） 平成 27 年度	1,075 (100)	153 (14.2)	1 (0.1)	0 (0)	4 (0.4)	148 (13.8)	10 機関（不適正 管理事案のある 機関は 17)

(注) 1 件の事案において複数の処分等に該当するものがあるため、「不適正管理事案の件数」と「関係者の処分等の件数」とは必ずしも一致しない。

(6) 不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

平成 28 年度における不適正管理事案に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟は、新規に提起されたものはない。

また、平成 28 年度中に言い渡された判決はない。

#### 4 監査・点検、教育研修の状況

総務省では、各機関における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、各機関では、この指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程（個人情報保護管理規程）を定め、監査・点検、教育研修等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

##### （１）監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

平成 28 年度に監査を実施したのは、調査対象機関 46 機関のうち、44 機関（対象機関の 95.7%）となっており、実施率が前年度（91.1%）より増加した。

これらの監査について、要措置事項の有無をみると、表 18 のとおり、措置を要する事項があると指摘されたものは 15 機関、措置を要する事項がないと指摘されたものは 29 機関である。

表 18 監査における評価及び見直し事項への対応状況

（単位：機関数、%）

年 度	監査の実施機関数						要 措 置 事 案 な し
	要 措 置 事 項 の 有 る 機 関	全 部 措 置 済 み	未措置事項がある場合				
			対 応 予 定 有 り	対 応 予 定 な し	監 査 直 後 の た め 方 針 未 定		
平成 28 年度	44 (100)	15 (34.1)	8 (18.2)	7 (15.9)	0 (0)	0 (0)	29 (65.9)
(参考)平成 27 年度	41 (100)	13 (31.7)	10 (24.4)	3 (7.3)	0 (0)	0 (0)	28 (68.3)

（注） 1. 各行政機関における主たる監査担当部局の名称は、資料 2-3 ①を参照。

2. 監査を実施していない理由は、資料 2-3 ②を参照。

##### （２）点検の状況

指針では、監査とともに、各機関の保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

平成 28 年度に点検を行った保護管理者は、表 19 のとおり、保護管理者 26,295 人のうち、25,796 人(98.1%)である。

表 19 点検を行った保護管理者数

（単位：人、%）

年 度	保護管理者数	
		うち点検を実施した保護 管理者の数
平成 28 年度	26,295	25,796(98.1)
(参考)平成 27 年度	26,124	25,761(98.6)

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成 28 年度に対象機関において、表 20 のとおり、28,270 回の教育研修が実施されたが、前年度より減少している。

表 20 教育研修の実施状況  
(単位：回、%)

年 度	教育研修の回数
平成 28 年度	28,270
(参考)平成 27 年 度	30,838